



県章

山形県公報

平成28年5月24日(火)
第2748号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 消費者安全法による消費生活センターの設置……………(くらし安心課) ……631
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……632
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……633
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………634

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……635
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……638
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(中央病院) ……639
- 同……………(同) ……640
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……641
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(同) ……同

告 示

山形県告示第537号

消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条第1項の規定により設置した消費生活センターは、次のとおりである。

平成28年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	住 所	消費生活相談の 事務を行う日	消費生活相談の 事務を行う時間
山形県消費生活センター	山形市松波二丁目 8 番 1 号	月曜日から金曜日まで の日（国民の祝日に関 する法律（昭和23年法 律第178号）に規定す る休日及び12月29日か ら翌年の1月3日まで の日を除く。）	午前9時から午後 5時まで
山形県最上総合支庁総務企画部総務課 （最上消費生活センター）	新庄市金沢字大道上 2034番地		
山形県置賜総合支庁総務企画部総務課 （置賜消費生活センター）	米沢市金池七丁目 1 番 50号		
山形県庄内総合支庁総務企画部総務課 （庄内消費生活センター）	東田川郡三川町大字横 山字袖東19番 1 号		

山形県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東置賜郡二井宿土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成28年 5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 川 健 義	東置賜郡高畠町大字二井宿6055
同	志 賀 良 弘	同 5435
同	島 津 久	同 4648
同	島 津 義 郎	同 1998
同	島 津 和 彦	同 1974
同	大 浦 清 夫	同 834
同	安 達 栄 助	同 安久津132番地 4
監 事	堀 内 俊 幸	同 6074
同	市 川 忠 利	同 5446
同	中 川 正 春	同 1606

山形県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東置賜郡二井宿土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成28年 5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	志 賀 良 弘	東置賜郡高島町大字二井宿5435
同	中 川 清 一	同 5939
同	島 津 永 雄	同 4496番地 1
同	島 津 嘉 男	同 2001番地 1
同	島 津 和 彦	同 1974
同	高 橋 祐 一	同 1156
同	安 達 栄	同 安久津1799
監 事	高 橋 四 郎 兵 衛	同 二井宿5400
同	高 橋 広 志	同 1675
同	中 川 弘 一	同 5220

山形県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年5月24日から同年6月6日まで縦覧に供する。

平成28年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 下原山形停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市清住町一丁目66番1から 同 63番1まで	旧	36.0メートル } 30.0	28メートル
同 上	新	30.0メートル } 30.0	同 上

山形県告示第541号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

〃	東根支店本町出張所	東根市大字東根甲537番地	〃	〃
---	-----------	---------------	---	---

を

〃	東根支店本町出張所	東根市大字東根甲537番地	〃	〃
〃	インターネット支店	山形市三日町一丁目2番47号	〃	〃

に改め、別表第6中

上山市東町10番20号	を	上山市東町8番20号	に改める。
-------------	---	------------	-------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月24日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

第2条第3項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第1山形市市長部局の項中「人事係長」を「中核市推進係長、人事係長」に改め、同表鶴岡市議会事務局の項中「主幹」を「事務局次長」に改め、同表鶴岡市市長部局の項中「参事」を「参事（部付参事を除く。）」に改め、同表鶴岡市市長部局羽黒庁舎の項中「、観光商工室長」を削り、同表酒田市議会事務局の項中

「事務局次長」を「事務局次長、事務局次長」に改め、同表酒田市市長部局の項中「職員主査」を「次長（市長公室に置くものに限る。）、給与厚生主査」に、「職員係長」を「給与厚生係長」に改め、同表酒田市の項中「会計課」を「出納課」に改め、同表酒田市教育委員会事務局の項中「主幹」を「主幹（課付主幹を除く。）」に改め、同表新庄市市長部局の項中「職員・法令文書室長」を「秘書職員室長」に改め、同表寒河江市市長部局の項中

福祉事務所	所長
病院	院長、副院長、診療部長、診療主幹、総看護師長、事務長、室長、主幹

を

「福祉事務所 所長」に改め、同表上山市市長部局の項中「限る。）」

を「限る。）、副主幹（庶務課に置くもので職員の人事に関する事務を担当するもの及び組織管理に関する事務を担当するものに限る。）」に改め、同表長井市市長部局の項中「、職員主幹、秘書・広報主幹」を削り、「財政に」を「財政健全化に」に、「に限る。）に」を「及び工事検査・財産管理に関する事務を担当するものを除く。）に」に改め、同表南陽市市長部局の項中「、文化会館主幹」を削り、同表最上町町長部局の項中「（課付主幹を除く。）」を削り、同表真室川町町長部局病院の項中「看護師長」を「総看護師長」に改め、同表川西町の項中

町長部局	課長
出納検査課	会計管理者、課長

を

町長部局	会計管理者、課長、室長
------	-------------

に改め、同表小国町教育委員会事務局の項中「教育次長」を「課長」に改め、同表白鷹町町長部局の項中「課長」を「課長（課付課長を除く。）」に改め、同表三川町町長部局の項中「課長」を「課長、主幹」に改める。

別表第2最上広域市町村圏事務組合理事会部局の項中「事務局次長」を削り、同表最上広域市町村圏事務組合教育委員会部局の項中「研究主幹」を「主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成28年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成28年5月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人鶴岡市芸術文化協会
 - (2) 代表者の氏名
東山 昭子
 - (3) 主たる事務所の所在地
鶴岡市上山添字文栄100番地（鶴岡市櫛引庁舎社会教育課内）
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、鶴岡市民及び周辺地域住民に対し、各年代にわたる多様な芸術文化活動を支援し、豊かな感性を涵養し、いのちの輝きに充ちた芸術文化性の高い地域社会の実現を目指して、広く情報を提供し、人材を育成し、内外に交流を深め、以って本市の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営春日アパ ート3号	米沢市春日五丁 目2-43	2DK	61.5	1	特定目的用 (高齢・身障用)	21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 太田町アパ ート2号	同 太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300		単身可
同	同	同	74.0	2	同	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300		
同 4号	同	同	74.0	1	同	23,900	27,600	31,500	35,500	40,600	46,900		単身可
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	1	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		単身可
同	同	同	54.6	1	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		
同 2号	同	同	55.7	2	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 成島アパ ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,400		
同 中田第1ア パート2号	同 中田町 658-3	同	68.8	3	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		
同 3号	同	同	69.9	2	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700		
同 相生アパ ート1号	同 相生町7 -65	同	69.2	1	同	22,400	25,800	29,500	33,300	38,100	43,900		
同 糠野目第2 アパート	東置賜郡高島町 福沢南21-2	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年6月6日から同月10日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年6月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成28年8月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子計算機の賃貸借及び保守サービス（業務用サーバ等）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 平成28年7月6日（水） 午後2時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び特定役務の名称並びに数量

電子計算機の賃貸借及び保守サービス（業務用サーバ等） 一式

(2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 平成28年10月1日から平成33年9月30日まで

(4) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち6箇月分に相当する金額により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち6箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年2月16日付け県公報第2722号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品等に対し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係

電話番号023(626)0110

- (2) 入札説明書の交付場所等
山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- (3) 仕様書の交付場所
仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係で交付する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）を平成28年6月13日（月）午後4時までに山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係に提出すること。
また、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていない者でこの入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書、応札物品仕様書及び証明書を平成28年6月6日（月）午後4時までに同係に提出すること。
- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of the computers (business servers): 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. July 6, 2016
- (3) Contact point for the notice: Information Management Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023 (626) 0110

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年5月24日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
定位脳放射線治療装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成28年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社シバタインテック山形支店 山形市桜田東二丁目1番21号
- 5 落札金額 550,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年2月16日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年5月24日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
A重油（JIS1種2号） 4,200キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成28年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
山形県石油協同組合 山形市流通センター三丁目6番2号
- 5 落札金額 35,100円（1リットル当たり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年2月16日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年5月24日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
循環器撮影装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成28年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
丸木医科器械株式会社山形支店 山形市蔵王松ヶ丘二丁目2番22号
- 5 落札金額 167,400,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年2月16日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年5月24日

山形県立中央病院長 後藤敏和

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
X線透視撮影装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成28年4月13日
- 4 落札者の名称及び所在地
アジア株式会社 山形市あこや町一丁目5番10号
- 5 落札金額 41,472,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年3月1日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年5月24日

山形県立中央病院長 後藤敏和

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県立中央病院総合医療情報システム保守運用支援業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課情報企画係 山形市大字青柳1800番地
電話番号023(685)2626 内線3167
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 205,138,936円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

平成28年5月24日印刷 発行所 山形県庁
平成28年5月24日発行 発行人 山形県